

令和 7 年第 4 回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和 7 年 9 月 2 日

目 次

議第 5 1 号	瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 5 2 号	瑞浪市職員の育児休業等に関する条例及び瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	5
議第 5 3 号	瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 5 4 号	瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議第 5 5 号	瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 2
議第 5 6 号	瑞浪市森林の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議第 5 7 号	瑞浪市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
議第 5 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……	1 5
議第 5 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……	1 6
議第 6 0 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……	1 7
議第 6 1 号	瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて……………	1 8
議第 6 2 号	瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて……	1 9
議第 6 3 号	東濃中部病院事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について……………	2 0
議第 6 4 号	市道路線の廃止について……………	2 1
議第 6 5 号	市道路線の廃止について……………	2 2
議第 6 6 号	市道路線の認定について……………	2 3
議第 6 7 号	工事請負変更契約の締結について……………	2 4
議第 6 8 号	財産の取得について……………	2 5

議第 6 9 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 4 号）	}	別冊
議第 7 0 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 2 号）		
議第 7 1 号	令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議第 7 2 号	令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議第 7 3 号	令和 7 年度瑞浪市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）		
議第 7 4 号	令和 7 年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第 1 号）		
議第 7 5 号	令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 1 号）		
認第 1 号	令和 6 年度瑞浪市一般会計決算の認定について	}	別冊
認第 2 号	令和 6 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について		
認第 3 号	令和 6 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計決算の認定について		
認第 4 号	令和 6 年度瑞浪市介護保険事業特別会計決算の認定について		
認第 5 号	令和 6 年度瑞浪市駐車場事業特別会計決算の認定について		
認第 6 号	令和 6 年度瑞浪市水道事業会計決算の認定について		
認第 7 号	令和 6 年度瑞浪市下水道事業会計決算の認定について		

議第51号 瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準化基準に適合する基幹業務システムに住登外者宛名番号管理機能を実装し、住登外者の情報を庁内連携で活用するため、条文を整備する。

【改正内容】

別表第1に定める独自利用事務に住登外者宛名番号を付番・管理する事務を加え、別表第2に定める庁内連携を行う情報に住登外者の情報を加え、別表第3として住登外者の情報を市の他実施機関に提供することについて規定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の <u>利用及び特定個人情報の提供に関する条例</u>	瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の <u>利用に関する条例</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。） 第9条第2項に基づく個人番号の利用 <u>及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供</u> に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。） 第9条第2項に基づく個人番号の利用_____に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条～第3条 （略） （個人番号の利用範囲）	第2条～第3条 （略） （個人番号の利用範囲）
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務、 <u>市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務並びに市長又は教育委員会が第4項に規定する住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務</u> とする。	第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務 <u>及び市長</u> _____が行う特定個人番号利用事務_____とする。
2 （略）	2 （略）
3 市長 <u>又は教育委員会</u> は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	3 市長_____は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
4 <u>市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、市の事務を</u>	

処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

5 第2項及び第3項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第6条 （略）

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1～3 (略)	(略)
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
----	----	--------

4 前2項 _____ の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等 _____ の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第5条 （略）

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1～3 (略)	(略)
4 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
----	----	--------

1～14 (略)	(略)	(略)
15 市長	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
16 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 生活保護(外国人)関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
17 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (略) 母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 生活保護(外国人)関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
18 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による母	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (略)

1～14 (略)	(略)	(略)
15 市長	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
16 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による乳幼児等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(略) 母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 生活保護(外国人)関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (略) 母子及び父子家庭等医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 生活保護(外国人)関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	瑞浪市福祉医療費助成に関する条例による母	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (略)

	子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
19 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (略) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	重度心身障害者医療費助成関係情報であって規則で定めるもの 生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの (略) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

議第52号 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例及び瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第5号)の公布に伴い、国家公務員の制度に準じ、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日相当を超えない範囲内の形態を設け、いずれかの形態を選択可能とするための所要の改正（第1条）
- ・職員本人又は職員の配偶者が妊娠し、出産したこと等を申し出た場合における仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の実施に係る所要の改正（第2条）

【施行日】

本条例の施行日は、令和7年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
○瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第1条） 第1条～第17条（略） （部分休業をすることができない職員） 第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数 __を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ _____。） （第1号部分休業の承認） 第19条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は _____, 30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に	第1条～第17条（略） （部分休業をすることができない職員） 第18条 育児休業法第19条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市の規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。） （部分休業_____の承認） 第19条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第14条の規定による育児時間又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業_____の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に

関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第19条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第19条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第19条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

（1） 非常勤職員以外の職員 77時間30分

（2） 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第19条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u>	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第20条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第13条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 <u>(部分休業の承認の取消事由)</u>
第21条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>	第21条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>
第22条～第24条 (略)	第22条～第24条 (略)
○瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 (第2条)	
第1条～第15条 (略) (介護休暇)	第1条～第15条 (略) (介護休暇)
第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者(第18条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	第16条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者(第18条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2 (略)	2 (略)
第16条の2～第18条 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u>	第16条の2～第18条 (略)
第18条の2 <u>任命権者は、瑞浪市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。))に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>	
<u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。))その他の事項を知らせるための措置</u>	
<u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。))に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>	
<u>(3) 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例</u>	

<u>第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u>	
2 <u>任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u>	
3 <u>任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）</u>	<u>（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）</u>
<u>第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等</u> <u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u>	<u>第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u>
2 （略） （勤務環境の整備に関する措置）	2 （略） （勤務環境の整備に関する措置）
<u>第18条の4 （略）</u>	<u>第18条の3 （略）</u>
<u>第19条 （略）</u>	<u>第19条 （略）</u>

議第53号 瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

施設利用の減少により、公民館施設のうち陶公民館体育室を廃止する。

【改正内容】

公民館施設のうち陶公民館体育室を廃止するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新

第 1 条（略）
（設置並びに名称及び位置等）
第 2 条 設置する公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
瑞浪市中央公民館	瑞浪市土岐町 7267 番地の 4	瑞浪市全域
瑞浪市陶公民館	瑞浪市陶町猿爪 405 番地の 1	陶町
瑞浪市稲津公民館	瑞浪市稲津町小里 697 番地の 1	稲津町
（略）	（略）	（略）

第 3 条～第 20 条（略）
別表（第 12 条関係）

区分	使用料（円）									
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	延長 1 時間につき	冷暖房 1 時間につき	付属設備		
中央公民館	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	1 件につき 5,000 円以内で市長が定める		

旧

第 1 条（略）
（設置並びに名称及び位置等）
第 2 条 設置する公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
瑞浪市中央公民館	瑞浪市土岐町 7267 番地の 4	瑞浪市全域
瑞浪市陶公民館	瑞浪市陶町猿爪 405 番地の 1（体育室は、瑞浪市陶町水上 669 番地の 1）	陶町
瑞浪市稲津公民館	瑞浪市稲津町小里 697 番地の 1	稲津町
（略）	（略）	（略）

第 3 条～第 20 条（略）
別表（第 12 条関係）

区分	使用料（円）									
	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 9 時まで	延長 1 時間につき	冷暖房 1 時間につき	付属設備		
中央公民館	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	1 件につき 5,000 円以内で市長が定める		

										額
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1件につき
陶公民館	会議室	1,000	1,200	1,400	2,000	2,300	3,200	500	300	5,000円以内で市長が定める額
	研修室									
	第1	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	
	第2	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,400</u>	<u>200</u>	<u>300</u>	
稲津公民館	多目的ホール	1,500	1,900	2,100	3,100	3,600	5,000	800	1,000	—
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

										額
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1件につき
陶公民館	会議室	1,000	1,200	1,400	2,000	2,300	3,200	500	300	5,000円以内で市長が定める額
	研修室									
	第1	<u>600</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	
	第2	<u>500</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,400</u>	<u>200</u>	<u>300</u>	
	体育室	<u>1,500</u>	<u>1,900</u>	<u>2,100</u>	<u>3,100</u>	<u>3,600</u>	<u>5,000</u>	<u>800</u>	<u>—</u>	
稲津公民館	多目的ホール	1,500	1,900	2,100	3,100	3,600	5,000	800	1,000	—
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

議第54号 瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

現在の建物の老朽化により、令和8年度より稲津地域子育て支援センターを稲津こども園内に移転するため、条文の整備を行う。

【改正内容】

稲津地域子育て支援センターの位置を改めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和8年4月1日とする。

【新旧対照表】

新		旧	
第1条（略） （名称及び位置）		第1条（略） （名称及び位置）	
第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
みどり地域子育て支援センター	瑞浪市下沖町2丁目10番地	みどり地域子育て支援センター	瑞浪市下沖町2丁目10番地
稲津地域子育て支援センター	瑞浪市稲津町小里697番地の1	稲津地域子育て支援センター	瑞浪市稲津町小里364番地の1
桔梗地域子育て支援センター	瑞浪市土岐町1770番地の2	桔梗地域子育て支援センター	瑞浪市土岐町1770番地の2
（略）	（略）	（略）	（略）
第3条～第13条（略）		第3条～第13条（略）	

議第55号 瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

引用する法律の項ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和7年10月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第2条（略） （事業）	第1条～第2条（略） （事業）
第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 （1）（略） （2） 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第19項</u> の規定による特定相談支援事業 （3）～（4）（略）	第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。 （1）（略） （2） 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第5条第18項</u> の規定による特定相談支援事業 （3）～（4）（略）
第4条～第20条（略）	第4条～第20条（略）

議第56号 瑞浪市森林の火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

森林の火入れを中止しなければならない気象について、気象庁が発表する名称に合わせるため、条文の整備を行う。

【改正内容】

異常乾燥注意報を乾燥注意報に変更し、表記を整理するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第13条 (略) (火入れの中止)	第1条～第13条 (略) (火入れの中止)
第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は火災警報が発令されたときには</u> 、火入れを行ってはならない。	第14条 火入者又は火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、 <u>強風注意報、異常乾燥注意報</u> 又は火災警報が発令された <u>場合</u> には、火入れを行ってはならない。
2 火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、 <u>強風注意報若しくは乾燥注意報が発表されたとき又は火災警報が発令されたときには</u> 、速やかに消火しなければならない。	2 火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、 <u>又は強風注意報、異常乾燥注意報若しくは</u> <u>火災警報が発令されたときには</u> 、速やかに消火しなければならない。
第15条～第17条 (略)	第15条～第17条 (略)

議第 5 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	きた はら じょう すけ 北 原 譲 介
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
学 歴	国土館大学 文学部 教育学科 卒業
経 歴	昭和 5 2 年 4 月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成 1 8 年 4 月 大垣市立一之瀬小学校 校長 平成 2 1 年 4 月 瑞浪市立稲津小学校 校長 平成 2 5 年 4 月 瑞浪市立土岐小学校 校長 平成 2 7 年 3 月 岐阜県公立学校教員 退職 平成 2 7 年 4 月 岐阜県教育委員会中学校非常勤講師 採用 平成 3 1 年 3 月 岐阜県教育委員会中学校非常勤講師 退職 令和 2 年 6 月 瑞浪市教育委員会学校教育課 学習相談員 採用 令和 7 年 3 月 瑞浪市教育委員会学校教育課 学習相談員 退職 現在に至る
備 考	令和 2 年 1 月 人権擁護委員（1 期目） 令和 5 年 1 月 人権擁護委員（2 期目） 現在に至る

議第 5 9 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	し みず のり お 清 水 憲 雄
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
学 歴	岐阜大学 教育学部 卒業
経 歴	昭和 5 8 年 4 月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成 2 4 年 4 月 瑞浪市教育委員会学校教育課 課長補佐 平成 2 6 年 4 月 中津川市立付知中学校 校長 平成 2 9 年 4 月 瑞浪市立土岐小学校 校長 令和 3 年 3 月 岐阜県公立学校教員 退職 令和 3 年 4 月 瑞浪市教育委員会学校教育課 教育相談員 採用 令和 3 年 6 月 保護司 令和 7 年 3 月 瑞浪市教育委員会学校教育課 教育相談員 退職 現在に至る
備 考	令和 5 年 1 月 人権擁護委員（1 期目） 現在に至る

議第60号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	あん どう まさ や 安 藤 雅 哉
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	瑞浪市任期付職員
学 歴	立命館大学 文学部 卒業
経 歴	昭和60年4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成26年4月 瑞浪市教育委員会学校教育課 課長補佐 平成28年4月 中津川市立坂下中学校 校長 平成30年4月 瑞浪市立瑞陵中学校 校長 平成31年4月 瑞浪市立瑞浪北中学校 校長 令和 4年3月 岐阜県公立学校教員 退職 令和 4年4月 瑞浪市民生部子育て支援課 総括主査 令和 6年4月 瑞浪市健康福祉部こども家庭課 総括主査 現在に至る
備 考	令和 5年1月 人権擁護委員（1期目） 現在に至る

議第61号 瑞浪市教育長の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏 名 (ふりがな)	い とう よし かず 伊 藤 慶 和
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	地方公務員
学 歴	東海大学 理学部 数学科 卒業
経 歴	昭和58年 4月 岐阜県公立学校教員 奉職 平成26年 4月 瑞浪市立瑞陵中学校 校長 平成28年 4月 岐阜県教育委員会 教育研修課 企画監 平成29年 4月 東濃教育事務所 所長 平成30年 4月 瑞浪市立瑞浪小学校 校長 令和 3年 3月 岐阜県公立学校教員 退職 令和 4年10月 瑞浪市教育長 現在に至る
備 考	令和 4年10月 瑞浪市教育長（1期目） 現在に至る

議第 6 2 号 瑞浪市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

(ふりがな) 氏 名	お ぐら のぞみ 小 倉 望
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	会社員
学 歴	東海工業専門学校 建築研究科 卒業
経 歴	平成 1 5 年 4 月 株式会社カスガイ工務店 入社 平成 1 7 年 3 月 株式会社カスガイ工務店 退社 平成 2 8 年 4 月 株式会社小倉左官店 入社 現在に至る
備 考	新任

議第63号 東濃中部病院事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について

【制定趣旨】

東濃中部病院事務組合が設置する病院の建設整備に関する事務の終了及び執行機関の組織変更に伴い、組合の共同処理する事務及び規約の変更を行う。

【改正内容】

組合が共同処理する事務から病院の建設整備に関する事務を削除し、参事の職を置くための所要の改正

【施行日】

本規約の施行日は、令和8年3月31日までの間において規則で定める日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第2条 (略) (組合の共同処理する事務)	第1条～第2条 (略) (組合の共同処理する事務)
第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) 組合が_____設置する病院の管理及び運営に関する事務 (2) (略)	第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) 組合が新たに設置する病院の建設整備に関する事務 (2) 組合が新たに設置する病院の管理及び運営に関する事務 (3) (略)
第4条～第7条 (略) (執行機関の組織)	第4条～第7条 (略) (執行機関の組織)
第8条 組合に管理者、副管理者、 <u>参事</u> 及び会計管理者を置く。 2～4 (略)	第8条 組合に管理者、副管理者_____及び会計管理者を置く。 2～4 (略)
5 <u>参事は、土岐市副市長の職にある者をもって充てる。</u>	
6 (略)	5 (略)
7 管理者、副管理者及び参事の任期は、構成市におけるそれぞれの職の任期とする。	6 管理者及び副管理者_____の任期は、構成市におけるそれぞれの職の任期とする。
第9条～第11条 (略)	第9条～第11条 (略)

議第64号 市道路線の廃止について

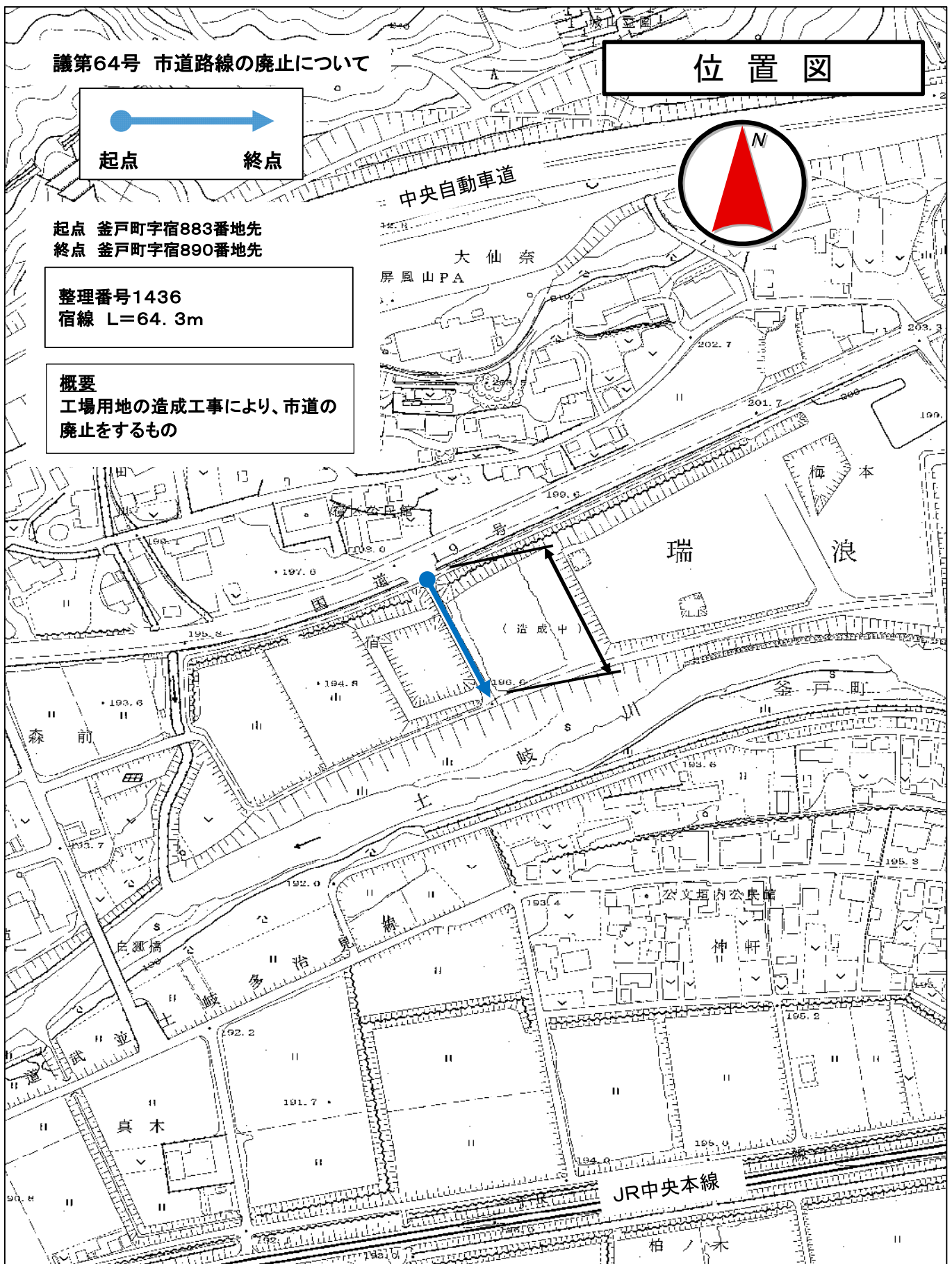
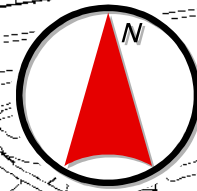
位置図



起点 釜戸町字宿883番地先
終点 釜戸町字宿890番地先

整理番号1436
宿線 L=64.3m

概要
工場用地の造成工事により、市道の
廃止をするもの



議第65号 市道路線の廃止について



起点 明世町戸狩字別荘886番1地先
終点 明世町戸狩字別荘886番2地先

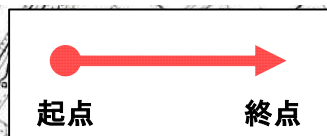
整理番号1641
白山橋線 L=100.0m

概要
老朽化し利用されていない白山橋を
撤去したため、市道の廃止をするもの

位置図



議第66号 市道路線の認定について



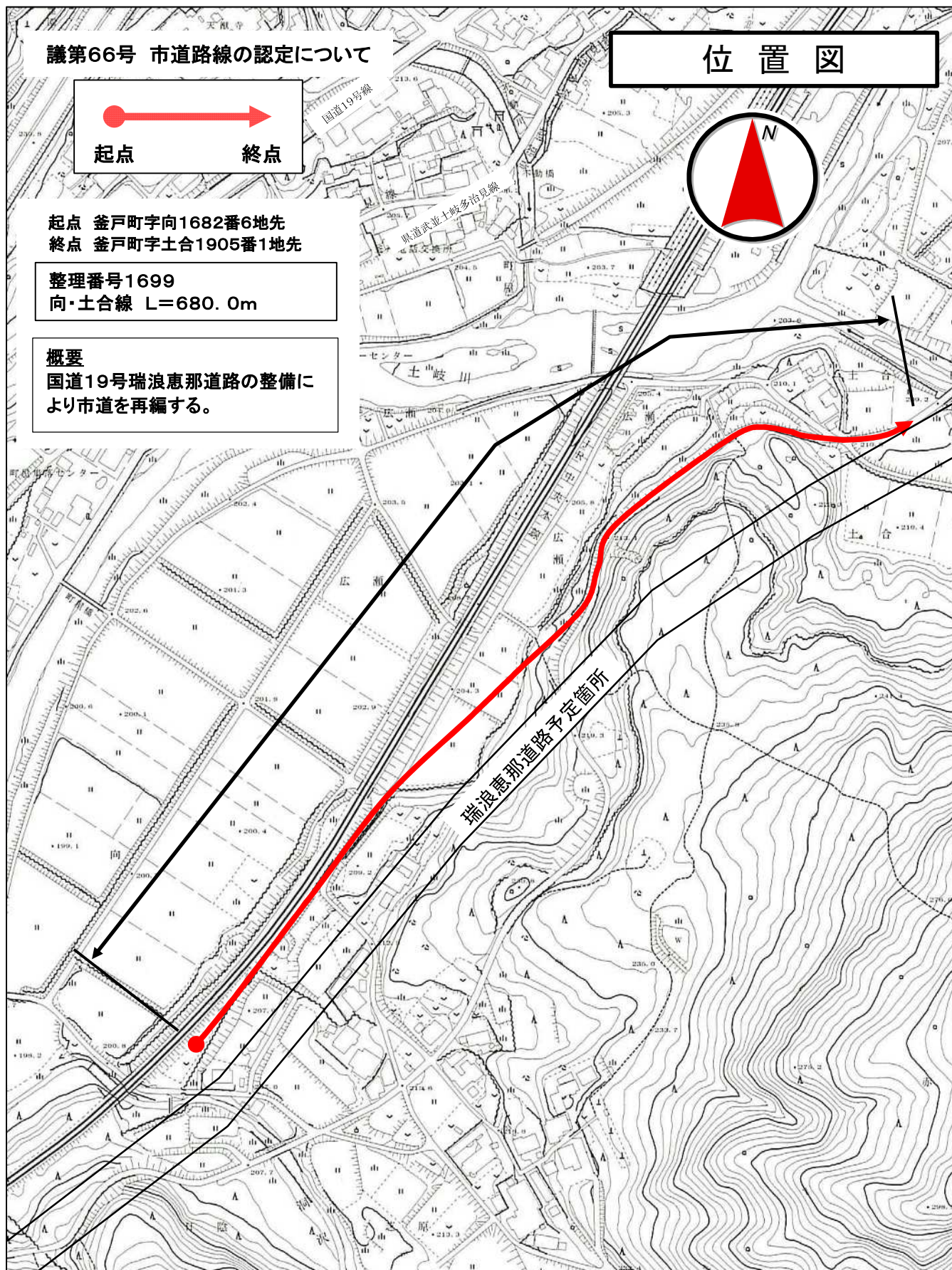
起点 釜戸町字向1682番6地先
終点 釜戸町字土合1905番1地先

整理番号1699
向・土合線 L=680.0m

概要

国道19号瑞浪恵那道路の整備により市道を再編する。

位置図



議第 6 7 号 工事請負変更契約の締結について

概 要

工 事 名	社会資本整備総合交付金事業 一般国道 1 9 号線ほか 1 路線道路改良工事
変更前の金額	2 3 1, 0 0 0, 0 0 0 円
変更後の金額	3 0 8, 6 4 1, 3 0 0 円 (7 7, 6 4 1, 3 0 0 円の増額)
変 更 の 内 容	・ 交通規制を伴う工事の昼間工事から夜間工事への変更 ・ 強固な防護柵への規格変更 ・ 舗装構成の変更 ・ 労務単価等の上昇 等
備 考	・ 令和 5 年 2 月 2 7 日 工事請負契約議決

議第68号 財産の取得について

概 要

取得の目的	市立小中学校で使用する学習用タブレット端末を更新する。
取得金額	151,813,200円
取得する 財産の概要	学習用タブレット端末 ・メーカー名 株式会社日本HP ・商品名 HP Fortis Flip G1m 11 Chromebook ・型番 B1PK2PT#ABJ ・ライセンス Google GIGA License ・フィルム 液晶保護フィルム（反射防止） ・数量 3,100台
取得の相手方	岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地 株式会社電算システム 代表取締役 高橋 譲 太
備考	